

平成25年4月8日

関係各専攻分野等 御中

岡山大学動物実験委員長  
松川 昭博

岡山大学動物実験規則第31条に基づく動物実験の教育訓練について

平素から動物実験の適正な実施に関し多くのご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、下記のとおり、岡山大学動物実験規則第31条に基づく平成25年度第4回の動物実験教育訓練を実施致します。本学で動物実験を行う方及びその指導者全員が本講習を受講し、動物実験委員会におきまして動物実験教育訓練受講者として登録される必要があります。つきましては貴分野等で動物実験を実施あるいは指導する教職員、大学院生、学部学生、研究生等に受講を周知して頂きますようお願い致します。

なお、平成20年度からこれまでに実施された教育訓練をすでに受講済みの方は、今回改めて受講する必要はありません。法令の改正等で再受講の必要が生じる場合は、改めて通知いたします。

受講の有無が分からない場合には動物資源部門鹿田施設受付（086-235-7445）にお問い合わせ下さい。

記

「岡山大学における適正な動物実験実施のために」

- 内容
1. 動物実験に関連する法令の概説
  2. 岡山大学動物実験規則の説明
  3. 動物実験計画書の書き方

担当 樫木勝巳（自然生命科学研究支援センター動物資源部門 准教授）

日時 平成25年4月22日（月） 15:00～17:00

場所 臨床第一講義室（鹿田地区）

事前申し込み 不要（直接会場においでください）

**（注意点）** 開始時刻から15分経過の時点で、受講票の配布を打ち切ります。また途中退室の場合も、原則未受講として取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

以上